（削る）

４　自動運転戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

５　自動車脱炭素化推進官は、命を受けて、自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事務（車両基準・国際課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。

（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定対策官）

第九十二条　車両基準・国際課に、環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定対策官一人を置く。

２・３　（略）

４　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　国際業務室に、室長を置く。

６　（略）

（削る）

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官及び首席運航労務監理官それぞれ一人、次席運航労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

２～５　（略）

６　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（自動運航戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～四　（略）

７・８　（略）

（削る）

９～11　（略）

（環境渉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、脱炭素化推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官）

第九十七条　海洋・環境政策課に、環境渉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、脱炭素化推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（脱炭素化推進官及び内航海運技術革新推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

５　国際業務室に、室長を置く。

６　自動運転戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

（環境基準室並びに自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官）

第九十二条　安全・環境基準課に、環境基準室並びに自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

４　（略）

５　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、国際業務調整官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、国際業務調整官及び首席運航労務監理官それぞれ一人、次席運航労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

２～５　（略）

６　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（自動運航戦略官及び国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～四　（略）

７・８　（略）

９　国際業務調整官は、安全政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（危機管理室並びに自動運航戦略官及び油濁保障対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

10～12　（略）

（環境渉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官）

第九十七条　海洋・環境政策課に、環境渉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（内航海運技術革新推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）